

(事業の実施)

第4条 貸貸人は、本事業の実施にあたり、本覚書のほか、関係法令、実施要領及び企画提案書の内容を遵守しなければならない。ただし、借借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(覚書の有効期間)

第5条 本覚書の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本覚書締結日から貸貸借契約締結日までとする。ただし、借借人と貸貸人が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

2 補助金の採択を得ることが出来なかったことが確定した場合は、本覚書は有効期間を待たずにその効力を失う。

(守秘義務等)

第6条 貸貸人は、本事業を実施する上で知り得た借借人の業務上の情報、個人情報及び秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても、第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 貸貸人は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

3 貸貸人は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 貸貸人は、本事業の実施に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第7条 貸貸人は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、借借人に報告しなければならない。

(覚書の内容の変更)

第8条 借借人と貸貸人は、必要があると認めるときは借借人貸貸人協議の上、本覚書内容の一部を変更することができる。

(協定外の事項)

第9条 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じた事項については、必要に応じて借借人貸貸人協議の上、決定するものとする。

上記の協定締結を証するため覚書2通を作成し、賃借人と賃貸人が記名押印の上、各自が各1通を保有するものとする。

令和6年◇月◇日

賃借人 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日比一昭

賃貸人